

福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業

申請要領（8/1改正）

福岡県保健医療介護部
がん感染症疾病対策課ワクチン接種推進室

概要

1. 趣旨

福岡県内の市町村が実施している新型コロナウイルスワクチンの接種に御協力いただいた医療機関に対し、福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種推進支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

2. 対象期間

- 第1期 … 令和3年5月9日（日）から同年7月31日（土）
- 第2期 … 令和3年8月1日（日）から同年10月2日（土）
- 第3期 … 令和3年10月3日（日）から同年12月4日（土）
- 第4期 … 令和3年12月5日（日）から令和4年2月5日（土）
- 第5期 … 令和4年2月6日（日）から令和4年3月31日（木）
- 第6期 … 令和4年4月1日（金）から令和4年6月4日（土）
- 第7期 … 令和4年6月5日（日）から令和4年8月6日（土）
- 第8期 … 令和4年8月7日（日）から令和4年9月30日（金）

3. 支給基準

診療所と病院の支援金の支給額は以下のとおりとします。なお、接種回数（予診のみは含まない）により算定します。その際、消費税は反映しません。

集団接種は含まれません。

職域接種については以下の2点を共に満たす場合に請求対象になります。

- ①医師が派遣されて接種する形ではなく、当該医療機関に接種者が出向いてもらう形で接種している。（大学附属病院が当該大学内で接種する場合も含む。）
- ②『中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種』若しくは『文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短大、高専、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種』のいずれかである。

(診療所)

- (1) 週 100 回以上の接種を、2 に定めるいずれかの期間に 4 週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり 2,000 円
- (2) 週 150 回以上の接種を、2 に定めるいずれかの期間に 4 週間以上行う場合には、該当する週における接種回数に対して回数あたり 3,000 円
- (3) 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日あたり定額で 10 万円

※ (1) と (2) における「週」とは日曜日から土曜日の一週間を指す。

※ (1) と (2) の該当する週の重複は不可。

((2) の該当週を (2) の要件から外し、(1) の要件にはできる。)

※ (3) は (1) 及び (2) の要件を満たさない週に属する日に限る。

(病院)

- (4) 50 回以上／日の接種を行った場合には、1 日あたり定額で 10 万円
- (5) 特別な接種体制 (※通常診療とは別に、接種の為の特別な人員体制) を確保した場合であって、1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、2 に定めるいずれかの期間に 4 週間以上ある場合には、(4) に加えて、以下を加算。

医師 1 人 1 時間あたり 7,550 円

看護師等 1 人 1 時間あたり 2,760 円

※ (5) の対象となる日は、1 日 50 回以上の接種を行った日に限る。

申請要件

申請をできる者は、次の全ての要件を満たす医療機関に限ります。

1. 個別接種に協力し、支給基準を満たす接種や接種体制確保を行う福岡県内の医療機関であること。
2. 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。)

- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - イ 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - ロ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ハ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - ニ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
 - ホ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
 - ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

申請手続き等

1. 申請受付期間

- 第1期 … 令和3年8月10日（火）から同年8月31日（火）
- 第2期 … 令和3年10月4日（月）から同年11月1日（月）
- 第3期 … 令和3年12月6日（月）から同年12月28日（火）
- 第4期 … 令和4年2月7日（月）から同年3月14日（月）
- 第5期 … 令和4年4月1日（金）から同年4月28日（金）
- 第6期 … 令和4年6月6日（月）から同年7月8日（金）
- 第7期 … 令和4年8月8日（月）から同年9月9日（金）
- 第8期 … 令和4年10月3日（月）から同年11月4日（金）（予定）

2. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

(1) 申請に必要な書類

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 請求書（様式3）
- ③ 振込先が確認できるもの。（銀行通帳の契約内容の写し（通帳1ページ目）、インターネットバンキングの口座情報画面の写し等）

※職域接種のうち、「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学等の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」を実績として計上する場合、地域貢

献の基準を満たしていることがわかる書類を添付してください。

3. 申請に必要な書類の入手方法

福岡県ホームページからダウンロードできます。

「福岡県新型コロナウイルスワクチン個別接種支援金について」

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/coronavaccine-kyouryoku.html>

4. 申請方法

申請する医療機関が所在する市町村の新型コロナウイルスワクチンの補助金担当部署にご提出ください。1に定める期間の各最終日までの消印有効とします。

(※厳守につき、提出期間にはご注意ください。)

5. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支給の決定をしたときは、お支払することで通知に変えます。支給時期については、申請から概ね2ヶ月から3ヶ月程度を想定していますが、一定の時期に申請が集中した場合や書類の不備があった場合等、更に時間を要することがあります。

その他

1. 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、福岡県は支給を取り消す場合があります。この場合、申請者は、受領金を返還するとともに、返還の日までの日数に応じた延滞金（受領金の額に年率の割合で計算した額）を支払うことになります。

(1) 期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで 年率 2.4%

(2) 1ヶ月を経過する日の翌日以降 年率 8.7%

※ 令和4年1月1日～12月31日まで。令和5年1月1日以降は新たな年率を基に遅滞金を算定します。

2. 報告に疑義が生じた場合、所管の市町村や申請した医療機関に対して、内容を問い合わせることや、追加で資料を請求することがあります。

3. 第8期の申請については、今後受付期間などに変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、別途お知らせします。

4. 支給日については、書類の提出期限から3ヶ月以内を予定しておりますが、書類の再提出等により、再審査が必要となった場合は、この限りではありません。

(問い合わせ先)

新型コロナウイルスワクチン個別接種支援受付担当

TEL : 0120-579-567

(平日 (土日祝日を除く) 午前9時から午後5時まで)